

よりよい整備をめざして

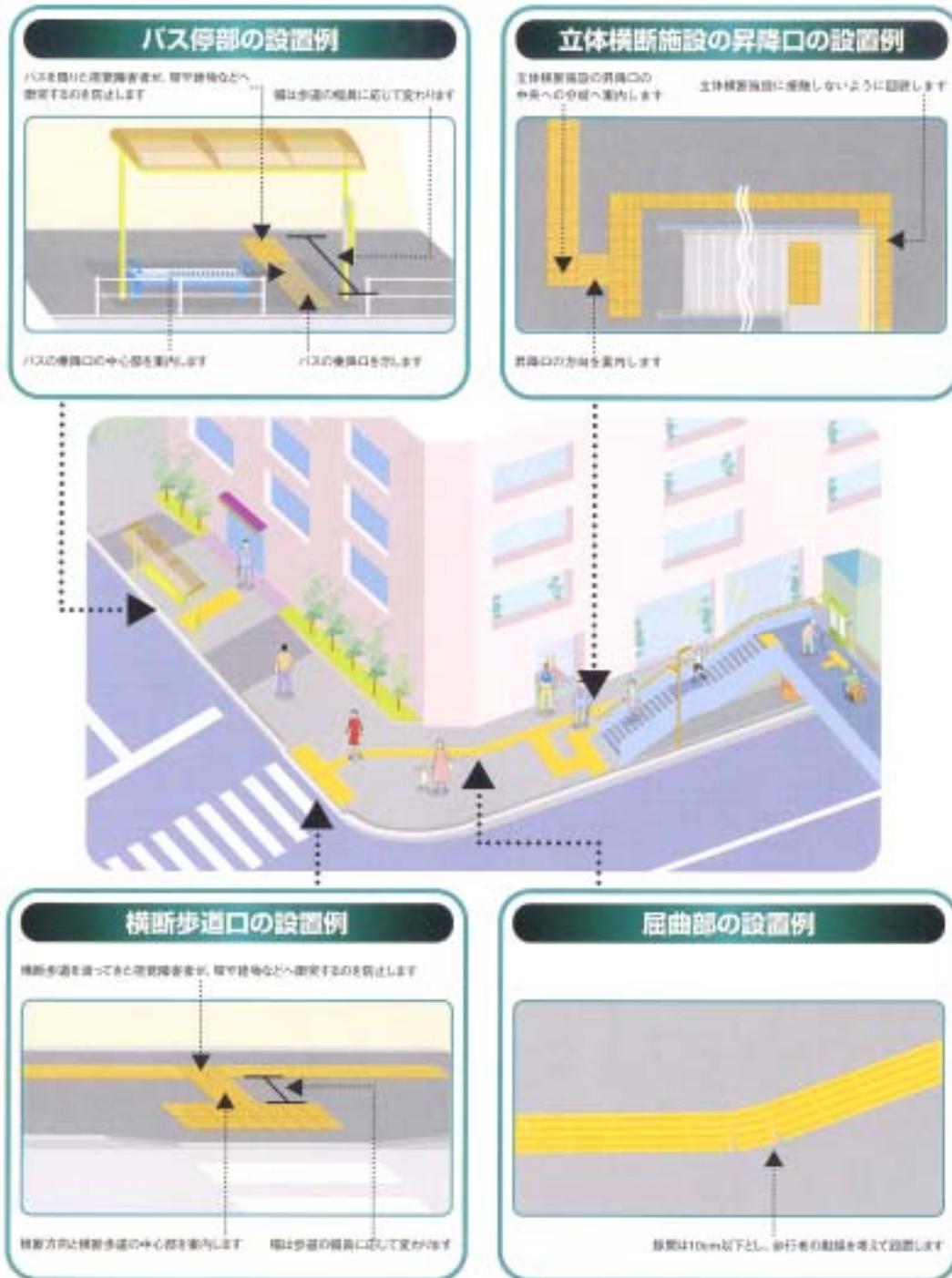
1. 道路の整備



出典：「誰もが安全、安心、快適に移動できる道をめざして」歩行空間のバリアフリー化
道路広報センター パンフレットより

2. 視覚障害者誘導ブロックの整備

設置における留意事項は・・・



注1) 視覚障害者誘導ブロックの設置方法は、設計の視覚障害者誘導ブロック設置設計画に基づいて行います。

出典：「誰もが歩きやすいみちづくりのための視覚障害者誘導用ブロック」
 道路広報センター パンフレットより

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成12年11月15日改正）参照
 標準案内用図記号（平成13年3月決定）（<http://www.ecomo.or.jp>）参照
 視覚障害者誘導ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（JIS T 9251）（平成13年9月20日制定）参照

3. 低床バス対応のバス停整備

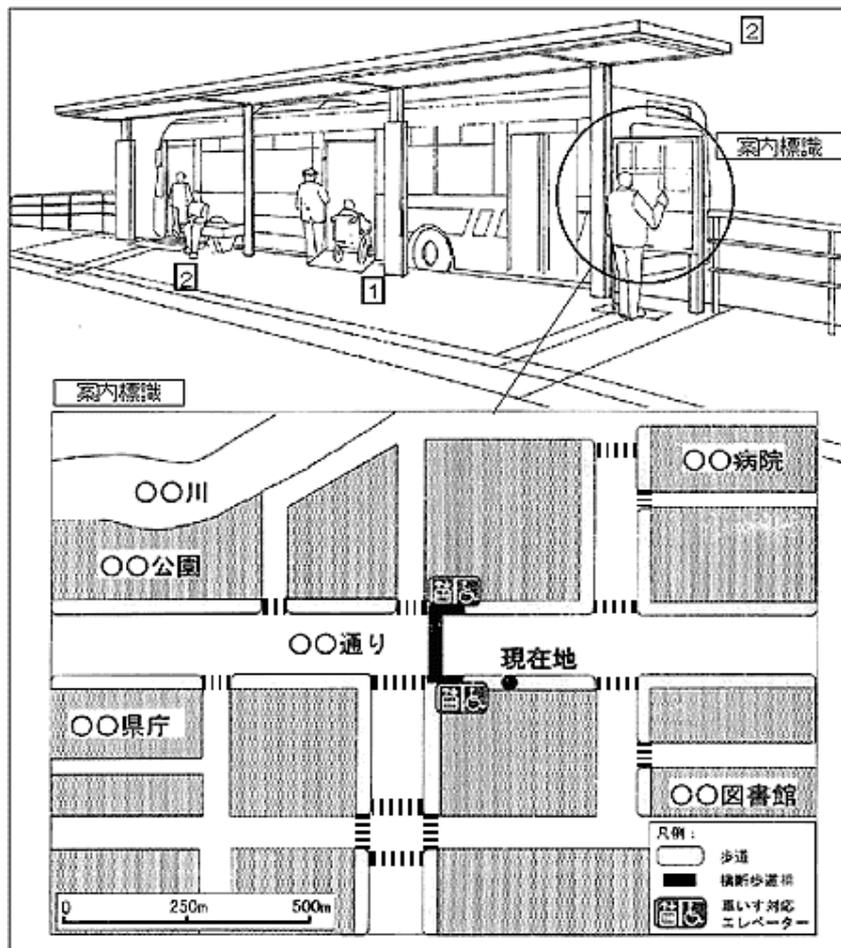
道路の構造に関する基準等検討案 バス停

低床バスを導入するバス停は、車いす使用者等の安全な乗降を確保するために、高さ15センチメートルを標準とするマウントアップ形式とします。

(考え方)

車両メーカー等へのヒアリングの結果、バス乗降口に設置している乗降用スロープは、高さ15センチメートルの歩道において車いす使用者が乗降できることを想定していること、低床バスのフロントオーバーハング部が歩道面と接触しない望ましい歩道の高さは、15～18センチメートル程度であること等から、これらを勘案して15センチメートルを標準とすることを検討しています。

バス停には、原則としてベンチ及び上屋を設けるものとします。



出典：交通バリアフリー法における道路の構造に関する基準等の検討案
平成12年7月 国土交通省